

|                     |     |
|---------------------|-----|
| 平成29年度 町税等納期限 ..... | 3   |
| 園・学校だより .....       | 4~5 |
| 飼い犬登録・狂犬病予防注射 ..... | 15  |
| 松きゅうり料理コンテスト .....  | 18  |



美浜町役場 庁舎増築 (地域包括支援センター開設)

# 第3回 会員増強グラウンドゴルフ大会

2月26日、第1若もの広場で大会を開催しました。町老人クラブ連合会の濱口宗五郎会長の挨拶により開会し、続いて浦邊良行体育部長からルールの説明を受け、競技がスタート。

16組に分かれて、個人戦（8ホール2回）計16ホールで行われました。

笑い声の絶えない和やかな雰囲気の中にも、参加選手の奮闘がみられ、ホールインワンが出るたびに歓声がわいていました。

親睦を深めながらの熱戦を繰り広げた、楽しい大会となりました。



## 結 果

※同スコア数の場合は、年齢の高い者が上位

### 男性の部

|            |             |       |
|------------|-------------|-------|
| <b>優勝</b>  | 橋本 進 (三尾)   | スコア29 |
| <b>準優勝</b> | 田端 信夫 (和田西) | スコア30 |
| 3位         | 中山 紘 (吉原)   | スコア31 |
| 4位         | 馬場 正之 (三尾)  | スコア36 |
| 5位         | 高橋 保 (吉原)   | スコア36 |
| 6位         | 川村 誠也 (和田西) | スコア36 |
| 7位         | 狩谷眞太郎 (三尾)  | スコア36 |
| 8位         | 杉本 健一 (三尾)  | スコア37 |
| 9位         | 吉岡 諄治 (和田西) | スコア37 |
| 10位        | 谷口 芳弘 (和田西) | スコア39 |
| B.B        | 桑山 行男 (吉原)  |       |



### ホールインワン達成者

|    |   |
|----|---|
| 2回 | 橋本 進・田端 信夫・中山 紘   |
| 1回 | 馬場 正之・高橋 保・川村 誠也<br>狩谷眞太郎・杉本 健一・吉岡 諄治<br>谷口 芳弘・高垣 秋彦・濱口宗五郎<br>巨海 友二 |

### 女性の部

|            |             |       |
|------------|-------------|-------|
| <b>優勝</b>  | 大谷 恵 (三尾)   | スコア31 |
| <b>準優勝</b> | 中川 仁美 (三尾)  | スコア31 |
| 3位         | 濱口 昭子 (浜ノ瀬) | スコア34 |
| 4位         | 和田 順子 (吉原)  | スコア35 |
| 5位         | 吉岡 清江 (和田西) | スコア38 |
| 6位         | 吉田チエ子 (三尾)  | スコア38 |
| 7位         | 橋本 七生 (新浜)  | スコア39 |
| 8位         | 宮永としゑ (三尾)  | スコア40 |
| 9位         | 濱田佳世子 (浜ノ瀬) | スコア40 |
| 10位        | 井濶 勝子 (浜ノ瀬) | スコア40 |
| B.B        | 小竹 笑子 (浜ノ瀬) |       |



### ホールインワン達成者

|    |   |
|----|---|
| 2回 | 大谷 恵・中川 仁美・和田 順子  |
| 1回 | 濱田佳世子・宮永としゑ・吉田チエ子<br>吉岡 清江・濱口 昭子・村尾 弘子<br>中村 淑子・坂田 三穂・西川 啓子 |



平成29年度

# 町税等納期限

町税は、町民のみなさんが安心して暮らせる住みよいまちを築くための大切な財源です。

平成29年度の町税等の納期限は、下記のとおりです。

町税を有効に活用するために、『自主納付』と『期限内納付』にご協力をお願いします。

| 固定資産税                |        | 軽自動車税                |       | 町 県 民 税              |        | 国民健康保険税                    |        |
|----------------------|--------|----------------------|-------|----------------------|--------|----------------------------|--------|
| 納税通知書は<br>4月中旬に発送します |        | 納税通知書は<br>5月初旬に発送します |       | 納税通知書は<br>6月中旬に発送します |        | 納税通知書は、6月中旬<br>と7月中旬に発送します |        |
| 1期                   | 5月 1日  |                      |       |                      |        |                            |        |
|                      |        | 全期                   | 5月31日 |                      |        |                            |        |
|                      |        |                      |       | 1期                   | 6月30日  | 1期                         | 6月30日  |
| 2期                   | 7月31日  |                      |       |                      |        | 2期                         | 7月31日  |
|                      |        |                      |       | 2期                   | 8月31日  | 3期                         | 8月31日  |
|                      |        |                      |       |                      |        | 4期                         | 10月 2日 |
|                      |        |                      |       | 3期                   | 10月31日 | 5期                         | 10月31日 |
|                      |        |                      |       |                      |        | 6期                         | 11月30日 |
| 3期                   | 12月28日 |                      |       |                      |        | 7期                         | 12月28日 |
|                      |        |                      |       | 4期                   | 1月31日  | 8期                         | 1月31日  |
| 4期                   | 2月28日  |                      |       |                      |        | 9期                         | 2月28日  |
|                      |        |                      |       |                      |        | 10期                        | 4月 2日  |

## 税の公平性

納期限内に税を納付された方と納付されなかった方の不公平をなくし、税の公平性を保つため、また、行政サービスの財源を確保するために、町では法律に基づき滞納処分を行っています。



## 滞納処分

期限内に納付されない方に対しては、督促状や催告書などにより自主納付を促しています。

しかし、文書による催告にもかかわらず納付がなく、納税相談にも応じないなどの滞納者に対しては、税の公平性を保つため、滞納処分として財産調査や勤務先などへの収入（給与）の調査を行い差し押さえを執行します。

なお、差し押さえた財産は、換価して滞納金にあてることとなります。

## 期限内納付

納税本来の姿は、定められた納期限までに自主納付していただくものです。

大多数の方は、納期限を守って納付いただいておりますが、町税を滞納すると納税の催告（督促状などの発送）の費用がかかり、納付していただいた町税を有効に活用することができなくなります。

町税の期限内納付に協力してください。

## 口座振替の推進

町では、町税などの納付について便利で安全確実な口座振替を推進しています。

口座振替を利用されると納期限の日に自動的に口座から引き落とされ、その結果は預貯金通帳に記載されます。

納期ごとに金融機関などに出かける必要がなく、納め忘れの心配もありません。

口座振替の申し込みは、納税通知書に記載の金融機関の窓口で『預貯金通帳』と『通帳の登録印鑑』を持参し、手続きをしてください。



## 忘れず納付！ 固定資産税

4月末日が納期限となる町税は、固定資産税 第1期分です。納税通知書（納付書）は、4月中旬発送を予定しています。5月1日までに納めてください。

（4月は末日が日曜日のため、翌日が納期限となります）

問い合わせ先 税務課 TEL 23-4903





# ひまわりこども園

## ■ 節分

2月3日、鬼の面をかぶって、自分たちの心の中の鬼をやっつけました。

その後、商工会の方々の“鬼”の登場に驚き、怖がる子もいましたが、みんなで退治することができました。



## ■ 手洗い指導（3～5歳児）

栄養士の先生から、学年別の手洗い指導を受けました。

汚れに見立てたハンドクリームを塗り、普段の手洗いでどの部分に汚れが残っているかをブラックライトで確認し、丁寧な手洗いを教えていただきました。



## ■ 防災教室

2月22日、福岡教育大学の山田准教授と和歌山大学の丁子准教授、学生2名が来園し、体験型の防災教室を開いてくれました。

全園児が参加して災害時に身を守るダンゴ虫のポーズを教えてもらったり、グラグラ揺れる地面や煙が充滿している段ボールの中を這って進んだりして、いろいろな体験をしました。



## ■ お別れ遠足

2月24日、乳児組は吉原公園へ出かけ、落ち葉を集めてごっこ遊びをしたり、固定遊具で遊んだりしました。

幼児組は多目的広場に行き、ゲームを楽しみました。

お弁当は海を見ながら、おいしく食べました。



## ■ 4月の予定

- 4日 長時間児保育始まり
- 11日 1学期始業式
- 12日 入園式・入園のつどい
- 26日 誕生会



# 和田小学校

## ■ 松林体験学習

2月7日、4年生が「松林をまもろう」を目的に、役場指導のもと、松林の歴史とその役割を学ぶとともに、枯れた松の伐採をしました。

子どもたちはのこぎりを手に、お互い協力しながら松の木を切りました。

松林保全についての意義と苦勞を身をもって体験できた、貴重な学習となりました。



## ■ いきいきサロン

2月9日、1年生が西中会場のいきいきサロンにて、高齢者の方々と交流しました。

ピアノやハンドベルの演奏を聞いてもらったり、体育の授業で練習した演技を見てもらったりしました。

みなさんからは大きな拍手をいただき、子どもたちは大変喜んでいました。

また、お年寄りの方々の手話を交えての「ふるさと」の合唱も素晴らしかったです。



最後に、全員で「百歳音頭」を踊りました。地域の方々と交流ができた、楽しいひとときになりました。

## ■ 民生児童委員さんとの交流

2月16日、日頃からお世話になっている地域の民生児童委員さんを迎え、3年生が昔の道具や暮らしの様子について学習しました。

石臼を使ってきな粉を作る実演を見た後、体育館で昔の遊び（おはじき、お手玉、コマ回しなど）を教わりました。

ほとんどの子どもたちにとっては初めての体験であり、一生忘れないものになったにちがひありません。

子どもたちが、地域の人・もの・ことに直接かかわり、ふるさとの文化や気質にふれ豊かな心を育む体験学習となりました。

ご協力をいただいたみなさま方に感謝申し上げます。



## ■ 4月の予定

- 10日 新任式・始業式
- 11日 入学式
- 18日 全国学力学習状況調査（6年）
- 25日 春の遠足
- 28日 授業参観・育友会総会





# 松原小学校

## ■ 松小子ども祭り 盛大に実施

2月3日、松小子ども祭りを開催しました。  
行事計画・準備・運営すべてを6年生が行い、当日は共啓会研修部の方々に、アートバルーン作りで協力をいただきました。

5年生以下の子どもたちは、プラ板やスライムなどの物作り、モグラたたきやボーリングなどのチャレンジランキングなどを楽しみました。

6年生の、最上級生としての自覚が強く感じられる取り組みでした。



## ■ 喫煙防止教室、認知症サポーター養成講座実施

2月2日、5年生が学校医の森本医師より、喫煙防止についての授業を受けました。

たばこに含まれる有害物質の種類や身体におよぼす影響などについて、詳しく教えてもらいました。

子どもたちからは「たばこに悪い成分が200種類も入っているなんて知りませんでした。家族にも教えてあげたいです」などの感想がありました。



また、2月16日には6年生が役場、社会福祉協議会などの方々に講師を迎え、町の高齢者の現状や認知症についての学習をしました。

認知症の方に対しては、その人の良いところを探し、優しい気持ちで温かく見守ることがサポーターとして大切であることを教えてもらいました。



## ■ デンマーク駐日大使、文化大臣をお迎えして

2月10日、クヌッセン機関長の慰霊献花の集いに来町されたデンマーク文化大臣・駐日大使一行を、3年生が役場前で旗を振りながら歓迎しました。

子どもたちからは「私は、デンマーク大使に会って握手してもらってとてもうれしかったです。また会って話をしてみたいです」などの感想が多くみられ、日本とデンマークとの友好に、おおいに頑張ってくれました。



## ■ 4月の予定

- 10日 新学期始業式
- 18日 全国学力学習状況調査（6年）
- 11日 入学式
- 19～24日 家庭訪問
- 27日 春の遠足



# 松洋中学校

## ■ 書初会結果

### 特賞

1年（硬筆） 岡本 華奈・中筋 杏野・細田 萌花  
古川 陽菜

### 金賞

3年（硬筆） 岡本 昂大・狩谷 ねね  
2年（硬筆） 塩路 萌・川 瑠凧・五味 沙都  
玉置 芽衣・津村 優花・中谷 有咲  
船野 愛未・森 美珠希

1年（硬筆） 下田 純輝・湯倉 知也・加賀 友弥  
瀬川 里菜・高畑 采音・玉置 葵  
濱西 沙弥・堀 彩乃・宮井 楓香  
山下 菜摘・谷口 泰司・中岡 瑠一  
井本 有咲・川合 咲穂・宮崎 楓

## ■ 書初会県審査

### 特賞

1年（硬筆） 細田 萌花・古川 陽菜

### 秀作

1年（硬筆） 岡本 華奈・中筋 杏野

## ■ 和田勇作文コンテスト

優秀賞 2年 玉置 芽依

## ■ 歯と口の健康啓発標語

佳作 3年 松下 真依

## ■ 谷口チョコレート工場見学（1年生）

2月16日、総合的な学習の時間で、チョコレート工場の見学に行ってきました。

### 生徒の感想

- 1日に10～60万個のチョコを作っているのには驚いた。特に衛生面に気を付けていると聞いて安全・安心を第一に考えていると思いました。
- チョコを作るのに、たくさんの工程があることがわかりました。
- 一番忙しいのが9～12月だというのは意外でした。



## ■ 4月の予定

- 10日 1学期始業式（午前）・入学式（午後）
  - 18日 全国学力学習状況調査（3年）
  - 24～27日 家庭訪問（5限授業給食あり）
- ※授業参観・総会（午後1時15分～）は5月2日です。

## 各種大会の結果

### 第9回 ファミリースポーツ大会

2月11日、松林内設定コースの親子ウォークラリーを行い、8チーム・38名が参加しました。

#### 優勝 和田東中クラブ1

山田丈太郎・山田 二胡・山田 学・山田 栄子  
山田 麻依

#### 準優勝 三尾子どもクラブ

松永 有平・松永 凧斗・西 大誠・西 華那  
西 浩美

#### 第3位 田井子どもクラブ

田端 美波・石永 琉愛・木村 鞠・木村 由香



### 第16回 県市町村対抗ジュニア駅伝競走大会

2月19日、紀三井寺公園陸上競技場スタート、県庁前ゴールの10区間 21.1kmで開催され、美浜町は県内29市町中（北山村不参加）14位でした。

これまでの市町村記録を40秒更新する、1時間14分2秒の快走を見せてくれました。

#### 監督

平川 雅之

#### コーチ

武藤 晃平・塩崎 徳雄

#### 選手

宮井 康貴（松洋中3年）・若野 聖人（松洋中3年）  
北裏 直人（松洋中3年）・津村 悠斗（松洋中1年）  
瀧口 莉緒（松洋中2年）・塩崎 陽菜（松洋中2年）  
中筋 杏野（松洋中1年）・松永 涼夏（松洋中1年）  
中西 悠吏（和田小6年）・木村 京（松原小6年）  
井上 幸貴（和田小5年）・上杉 翔真（松原小5年）  
中西 陽菜（和田小6年）・松島 美咲（和田小6年）  
寄住 碧（松原小6年）



### 第11回 ソフトバレーボール大会

3月5日、体育センターにて、男女混合の部9チーム（50名）の参加で開催しました

抽選で3チームずつにわけて予選リーグを行い、その後、決勝トーナメントを行いました。

#### 優勝 HIGH&LOW

監督 中西 泰裕  
選手 田口 誠  
畑村 博美  
中西友加利  
津村 貴弘  
津村千賀子  
松島 容子



#### 準優勝 上田井SC

監督 山見 幸生  
選手 中谷 正司  
金川 貴志  
上山 直紀  
山見 京子  
岩崎 陽子  
安達 和代



## 体育協会主催 優秀スポーツ選手表彰

3月12日、中央公民館にて表彰式を行い、個人の部18名・団体の部2団体に賞状と記念品を贈りました。

### 個人の部

- 西 来夢 (和田小学校5年)  
ソフトテニス
- 岩崎 涼 (松原小学校6年)  
ソフトテニス
- 立野 桂伍 (松原小学校6年)  
ソフトテニス
- 濱口 莉緒 (松洋中学校2年)  
柔道
- 岩橋 稜典 (松洋中学校3年)  
バドミントン
- 柏木 颯 (松洋中学校3年)  
バドミントン
- 堀 那月 (松洋中学校3年)  
柔道
- 山本のどか (松洋中学校3年)  
剣道
- 大西 絵麻 (日高高等学校2年)  
弓道
- 大西 友麻 (日高高等学校2年)  
弓道
- 北田 弥有 (紀央館高等学校2年)  
柔道
- 桑原 翠 (日高高等学校3年)  
陸上競技
- 中岡 江美 (和歌山工業高等専門学校3年)  
弓道

- 柏木 結介 (和歌山工業高等専門学校5年)  
バドミントン
- 小藪三枝子 (プレミオクラブ)  
グラウンド・ゴルフ
- 中川 仁美 (プレミオクラブ)  
グラウンド・ゴルフ
- 馬場 正之 (プレミオクラブ)  
グラウンド・ゴルフ
- 馬場はるか (プレミオクラブ)  
グラウンド・ゴルフ

### 団体の部

- 美浜少年剣道クラブ  
松尾 侑馬・今枝 萌・玉置 颯汰  
山本のどか・鈴木 駿一
- 新浜チーム (ゲートボール)  
中村 広行・中村つた子・寺西 和夫  
橋本 七生・清水千津子



## 平成29年度 スポーツ安全保険

- 対象団体** 4名以上のスポーツ団体および文化活動団体など
- 有効期限** ①保険料払込日が平成29年3月31日までの場合は、平成29年4月1日から平成30年3月31日まで有効  
②平成29年4月1日以降払込の場合は、翌日から平成30年3月31日まで有効
- 申込用紙** 中央公民館に置いてあります

問い合わせ先 中央公民館 TEL 22-7309

### 美浜俳句会

年老いて若草ふめる散歩かな  
豆まきて拾ふ子供は福の神

榎本 隆美

春一番路地を転がるポリ袋  
紅梅や背筋伸ばして生きる人

下村 十美

木の芽和厨にそそぐ日のやさし  
陽のまろび含む抹茶やさくら餅

田端美弥子

浅蜷飯炊いて分け合ふそんななか  
笹鳴に耳遊ばせて峠茶屋

堂前真知子

ひっそりと余生いかされ筆の花  
春炬燵むかし話を友として

下原しずこ

# 友学の森

## 新刊案内

### 戦友たちの祭典(フェスティバル) 森村誠一 (著)



太平洋戦争を生き抜いた男たちが集結。無限の夢を抱えて逝った友の無念を晴らす！  
穏やかな余生を送る老人の元へ、かつての仲間が現れる。  
戦友の遺言に導かれ、彼は修羅の巷へ…。  
『Web小説中公』連載を加筆修正。

### スウガクって、なんの役に立ちますか？



杉原厚吉 (著)  
ジャンケンに勝てる確率を増やすには？  
スキーのコブをうまく滑る数学的コツとは？  
身近な生活の中で役に立つ数学活用術や数理的な考え方を、広く集めて紹介する。  
『子供の科学』連載を基に書籍化。

### 井伊直政



徳川軍団最強部隊を率い、家康を支えた若き「赤鬼」井伊直政。  
のちに徳川四天王の1人に数えられた直政の人生をマンガでわかりやすく描く。  
解説、豆知識、年表なども収録。

### ジャッキーのしあわせ あだちなみ (著)



うしのマオマオが、赤ちゃんを産みました。  
ところが、赤ちゃんうしは、立ち上がって歩くことができません。  
くまのジャッキーは、なんとか、赤ちゃんうしを立ててあげようとしてきましたが…。

## 4月の展示

4月のテーマは「春」です。  
春といえば暖かく穏やかな季節、そして日本の春の象徴である桜が見られる季節です。  
また、学校や職場など新しい出会いがあり、新生活をスタートされる方も多いのではないのでしょうか。  
今月はそんな春の季節がテーマの本を展示しています。  
ぜひ手に取ってみてください。

## 4月休館日のご案内

| 月 | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  |
|---|----|----|----|----|----|----|
|   |    |    |    |    | 1  | 2  |
| ③ | 4  | 5  | 6  | 7  | 8  | 9  |
| ⑩ | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 |
| ⑰ | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| ⑳ | 25 | 26 | 27 | 28 | ㉑  | 30 |

※○で囲んだ日が休館日です。  
休館日は月曜日・祝日・月末などです。  
※開館時間は午前9時30分～午後6時です。

## 今月のおはなし会

- ☆4月8日(土)
- ☆午前10時～午前10時30分
- ☆中央公民館研修室
- ☆幼児・児童を対象とした「森のオアシス」による絵本・紙芝居の読み聞かせです。
- 毎月第2土曜日に開催しています。



# 子育てつどいのへや

子育てつどいのへやは、みなさんの子育てを応援しています。  
一緒に遊んだり、おしゃべりをしたりして楽しいひとときを過ごしませんか？

## ■ 誰が利用できるの？

町内の未就園児のお子さんと保護者が対象です。  
また、実家が町内で、里帰りで出産される保護者と未就園児のお子さんも利用していただけます。

## ■ 開所の曜日、時間は？

基本は、月～金 午前9時30分～午後0時・午後1時30分～午後4時までとなっています。

園の都合により閉所する場合があります。

ひまわりこども園の掲示板と、毎月お渡しする予定表をご覧ください。

## ■ 閉所日は？

土・日・祝日・ひまわりこども園休園日。

警報（暴風・大雨・洪水・波浪など）が発令されたとき。

## ■ 子育て相談日

毎月予定しています。  
詳しくは、予定表でお知らせします。



## ■ 申し込みは？

利用される方は、子育てつどいのへや利用申請書にて申し込みをしてください。

利用申請書は、ひまわりこども園子育てつどいのへや、役場 健康推進課に用意しています。

## ■ 楽しく利用していただくために

- ・活動しやすい服装でお越しください。
- ・持ち物には記名をしておきましょう。
- ・食べ物は、持ってこないでください。  
（お茶・ミルクは可）
- ・お子さんの健康状態に注意し、伝染病（麻疹・インフルエンザなど）のときは、利用を控えてください。
- ・事故などの責任は負いかねますので、お子さんは責任をもって見てください。



問い合わせ先 ひまわりこども園 TEL 22-3650



## 4月のゴミ収集日

| 分 別          | 収 集 日                              |
|--------------|------------------------------------|
| 燃えるゴミ        | (毎週) 月・木曜日<br>入山・浜ノ瀬・吉原・田井畑<br>上田井 |
|              | (毎週) 火・金曜日<br>三尾・和田・本の脇・新浜         |
| 燃える大型ゴミ      | (偶数月) 第1水曜日 5日                     |
| (小型)プラスチックゴミ | (毎月) 第2水曜日 12日                     |
| 燃えない大型ゴミ     | (偶数月) 第3水曜日 19日                    |
| 資源ゴミ         | (毎月) 第4水曜日 26日                     |

- ※今月は、燃えない(複雑)ゴミの収集はありません。大型ゴミの集積場所には絶対に出さないでください。次回は、5月の第3水曜日です。
- ※アルミ・スチール缶、ペットボトルは、最寄りの回収箱へお願いします。
- ※白色トレイはきれいに洗って、スーパーの回収箱へ入れていただくか、プラスチックゴミとして出してください。
- ※乾電池は袋から取り出し、最寄りの回収箱へお願いします。
- ※発砲スチロールは、細かく砕いて不燃の指定袋に入れ、(小型)プラスチックゴミの日にしてください。
- ※タイヤは収集できませんので、出さないでください。
- ※カセットボンベ・エアゾール缶(スプレー類)は、必ず中身のガスを使いきってから、穴を開けて出してください。中身が残っていると、ゴミ収集車の車両火災やゴミ処理施設で火災が発生する原因となります。
- ※ガスが残っている状態で穴を開けると中身が噴出して目に入ったり、中のガスに引火したりする事故につながる恐れがあるので、必ず中身のガスを使いきってから、火の気がない、風通しの良い屋外で穴を開けてください。

「分別」と「リサイクル」ゴミの減量にご協力を!

### 家電リサイクル

「家電リサイクル法」により、次の対象品目は燃えない大型ゴミとして出せません。

家庭で不要になった対象品目を排出する場合は、リサイクル料金と収集運搬料金を負担し、販売店などで引き取ってもらうことになりますので、注意してください。

詳しくは、各販売店で確認をお願いします。

#### ■ 家電リサイクル対象品目

テレビ(ブラウン管式・液晶・プラズマ)、エアコン(室外機含む)、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機



問い合わせ先 住民課 TEL 23-4904

## 不法投棄は犯罪です ～大型ゴミの再確認を!～

最近、大型ゴミ回収日に、回収できないゴミが多く搬入されています。

2月の不燃大型ゴミの回収日には、複雑ゴミやプラスチックゴミなど、また、町で回収できない消火器や石こうボードがたくさん捨てられていました。

こういった行為は不法投棄であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されており、発見した場合は厳しく罰せられます。

不法投棄には、「集積場所以外にゴミを捨てる」という行為のほかに、「収集日以外に集積場所にゴミを出す」「事業系活動から生じるゴミ(産業廃棄物)を出す」という行為も含まれますので、必ず『ゴミの出し方・分け方、50音別ゴミ分別リスト』を確認してから出してください。

不法投棄を発見した場合、必ずお持ち帰りいただきます。  
※ゴミの分別、決められた収集日、集積場所をもう一度確認し、ルールをきちんと守りましょう!

### 大型ゴミは、収集日前日(夕方)集積場所へ!

- **燃える大型ゴミ(偶数月・第1水曜日)**  
タンス・イス・ふすま・障子などの木製家具類、絨毯・布団類、乾燥した廃材類、ゴルフバッグ(クラブは除く)、ランドセルなど  
※木材・丸太などは、直径15cm、長さ1m以内に切ってください。  
※引っ越しなどで大量に出る場合は、清掃センターへ直接持ち込みをお願いします。
- **燃えない大型ゴミ(偶数月・第3水曜日)**  
デスク・イス・ロッカーなどのスチール製品類、石油ストーブ、コンテナ類、自転車、掃除機・ラジカセ・電器ポットなどの電化製品類、ガステーブル、流し台、電器の毛布やカーペット、トタン、物干しざお、衣類ケースなど  
※トタンは1m以内に切って束ねてください。  
※物干し竿は半分に折りたたみ束ねてください。
- **町が収集しないゴミ**  
50cc以下の原付、農機具、大型マシン、金網、スプリング付きマットレス、浴槽は、直接清掃センターへ自分で持ち込んでください。  
※消火器、廃タイヤ、農業用ビニール、バッテリー、瓦、コンクリートガラ・石こうボード、焼却灰・土砂、産業廃棄物、感染症医療廃棄物は、清掃センターへ持ち込めません!

4月の広域清掃センターの開放日は、第4日曜日の23日(午前8時30分～午前11時30分)です。  
持ち込み時には、役場発行の許可書が必要です。

問い合わせ先 住民課 TEL 23-4904



## クヌッセン機関長 慰霊献花式

2月10日、日の岬パーク内クヌッセンの丘にて、ヨハネス・クヌッセン機関長の遺徳を偲び、献花の集いを行いました。

今年は、機関長殉難60年、生誕100年、また機関長の出身地であるデンマークと日本の国交150周年にあたる年であることから、デンマークの文化大臣や駐日デンマーク大使、機関長が働いていたマースク社の北東アジア長はじめ多くの方が参列してくれました。

式典では、機関長が好んだといわれているキンセンカを献花し、勇気ある行動を讃えると同時に冥福を祈りました。

また、式典に先駆け6日には、駐デンマーク日本大使も訪れ献花を行いました。

今後も、機関長が自らの命を顧みずに行った人類愛の尊さを伝えながら、機関長が縁となったデンマークとの絆を深めていきたいと思えます。



問い合わせ先 防災企画課 TEL 23-4902

## あなたも自衛隊で活躍しませんか

### 自衛官募集案内

#### 自衛隊幹部候補生（一般・大卒程度試験）

22歳以上26歳未満の者

#### 自衛隊幹部候補生（一般・院卒者試験）

20歳以上28歳未満の者

#### 自衛隊幹部候補生（歯科）

専門大卒20歳以上30歳未満の者

#### 自衛隊幹部候補生（薬剤科）

専門大卒20歳以上28歳未満の者

#### 医科・歯科幹部自衛官

医師、歯科医師の免許取得者



#### 受付期間

幹部候補生 5月5日まで

医科・歯科幹部 4月21日まで

※締切日必着

問い合わせ先

自衛隊御坊地域事務所 TEL 23-0020

## 庁舎を増築しました

昨年より行っていました増築工事が終了し、庁舎北側に、新しく地域包括支援センターが開設しました。

老人福祉や介護保険などを担当する福祉保険課が業務を行っていますので、高齢者の介護に関する相談などは、地域包括支援センターへお願いします。

また、庁舎増築にあわせ駐車場のスペースも広がっていますので、役場へお越しの方は利用してください。



## 臨時福祉給付金（経済対策分） 申請は6月1日まで！

平成26年4月に実施した消費税率引き上げによる影響を緩和するため、所得の少ない方に対して臨時福祉給付金を支給します。

支給対象となる可能性がある方に対して申請書を送付していますので、必要書類を記入・添付し、郵送または総務政策課へ直接提出してください。

### ■ 対象者

平成28年度臨時福祉給付金（3千円）の支給対象者（平成28年1月1日に美浜町に住民登録をされており、平成28年度の住民税（均等割）が課税されていない方）※ただし、平成28年度の住民税が課税されている方に扶養されている場合や、生活保護を受給されている場合は支給対象外となります。

### ■ 支給額

1人につき1万5千円

### ■ 申請締切

6月1日

※住民税について未申告の方は対象となるか判断できませんので、申請書を提出する前に、まずは税務課にて所得の申告をお願いします。

対象となる条件をよく確認し、不備なく申請してください！



問い合わせ先 総務政策課 TEL 23-4901

## 平成29年度 心配ごと相談所

心配ごと相談・法律相談を下記日程で行います。相談は無料ですので、お気軽に利用してください。

### ■ 心配ごと相談（今年度より月1回）

心配ごと相談員による相談

- 日程  
毎月第2水曜日  
4月12日、5月10日、6月14日、7月12日  
8月9日、9月13日、10月11日、11月8日  
12月13日、1月10日、2月14日、3月14日
- 受付時間  
午後1時～午後3時
- 場所  
地域福祉センター1階相談室

### ■ 法律相談（無料）

- 弁護士による相談
- 日程  
毎月第3水曜日（8・3月のみ第4水曜日）  
4月19日、5月17日、6月21日、7月19日  
8月23日、9月20日、10月18日、11月15日  
12月20日、1月17日、2月21日、3月28日
- 受付時間  
午後1時～午後3時30分
- 相談時間  
1件30分程度で1日5件まで  
※事前に予約が必要です。
- 場所  
地域福祉センター3階研修室



問い合わせ先

美浜町社会福祉協議会 TEL 23-5393

## 後期高齢者医療制度の保険料軽減措置が変更されます

後期高齢者医療制度の平成28・29年度の保険料は、等しく負担していただく均等割額（44,177円）と、所得に応じて決まる所得割額（8.93%）の合計額ですが、所得の少ない方などには軽減措置があります。

その措置が、下記のとおり変更されることになりました。

なお、均等割額の5割・2割軽減の対象が拡大され、9割・8.5割軽減に変更はありません。

平成29年度保険料額の通知は、7月中旬に送付します。



|        | 所得割軽減 | 元被扶養者均等割軽減 |
|--------|-------|------------|
| 平成28年度 | 5割    | 9割         |
| 平成29年度 | 2割    | 7割         |

問い合わせ先

健康推進課 TEL 23-4905

和歌山県後期高齢者医療広域連合 TEL 073-428-6688



## 運動をはじめよう！ ～健美操教室～

「運動をまったくしていない」「簡単な運動をしてみたい」「体を動かしてリフレッシュしたい」  
という方におすすめしています

難易度 ★☆☆☆☆ 運動量 ★☆☆☆☆ リズム感 ★★☆☆☆

健美操とは、ヨガや太極拳などの東洋医学の動きをとり  
入れた健康体操です。

呼吸・身体・精神を調和させることにより、新陳代謝や  
自然治癒力を高め健康維持に役立てることができます。

老若男女問わず誰にでも無理なく手軽にでき、生活習慣  
病予防・更年期のさまざまな症状の予防・老化防止などの  
効果があるとされています。

年齢は問いません。

申し込みは不要ですので、気軽に参加してください。

- 月日  
4月18日(火)  
※4月より、毎月第3火曜日に変更
- 時間  
午後1時30分～午後3時
- 場所  
地域福祉センター 3階
- 講師  
メディカル&フィットネス アクオ インストラクター
- その他  
運動できる服装、飲み物・タオル持参



問い合わせ先 健康推進課 TEL 23-4905

## 防災ひとくちメモ 避難所などについて家族で話し合おう

春は入学や引越しなど、新生活をスタートする方が多い  
季節です。

新しい住居から避難場所までの避難経路の確認は万全で  
すか？

この機会にハザードマップなどを見ながら、避難場所や  
避難経路、災害時の連絡方法などについて家族で話し合  
い、いざという時の命を守る行動に  
つなげましょう。

暖かい日に家族で散歩を兼ねて避  
難場所まで行ってみるのも良いかも  
しません。



問い合わせ先 防災企画課 TEL 23-4902

## 準要保護就学援助費制度

経済的な理由によって、就学が困難と認められる児童・  
生徒の保護者に対して、義務教育を円滑に実施することが  
できるよう、学用品費や修学旅行費など一定の援助を行う  
支援制度です。

この制度を利用したい場合は、  
お子さんが通学する学校に相談  
してください。



## 乗用装置のあるトラクター・コンバイン・ 田植機などをお持ちの方へ

乗用装置のあるトラクター・コンバイン・田植機などを  
所有されている方は、軽自動車税の申告が必要です。  
税務課まで届け出てください。

- Q1. 田んぼや畑でしか使わない(公道を走らない)のに  
ナンバープレートをつけなくてはならないの？  
A1. 軽自動車税は所有していることで課税されます。  
公道走行の有無とは無関係です。  
所有している場合は必ず申告してください。  
(使用しなくても課税されます)
- Q2. 農耕用特殊自動車にはどんな車両があるの？  
A2. 農耕トラクター、農業用薬剤散布車、コンバ  
イン、田植機等で乗用装置のあるものが対象です。  
このうち最高速度が35km/h未満のものが農耕用の  
小型特殊自動車となります。



問い合わせ先 税務課 TEL 23-4903

## 軽自動車税の減免申請について

軽自動車税には身体障害者等の方に対する減免制度があります。

車両の所有者が身体障害者等本人の名義の場合のみ減免することができますので、下記表を確認のうえ、税務課まで申請をお願いします。(18歳未満の方は、所有者が家族名義でも減免対象)

※自動車税(県税)と軽自動車税、両方の減免を受けることはできません。

**申請期間** 4月10日～5月31日

**受付期間** 午前9時～午後5時

**必要書類** 印鑑、身体障害者等の手帳(該当者のみ)、軽自動車を運転する方の運転免許証

**対象者** ・生活保護法の規定により生活扶助を受けている方

・身体障害者等の手帳の交付を受けている方(平成29年4月1日以前の交付日)



| 障 害 の 区 分                   |  | 障 害 の 程 度                                  |  |
|-----------------------------|--|--|--|
|                             |  | 身体障害者手帳をお持ちの方本人または戦傷病者手帳をお持ちの方本人が運転する場合    | 身体障害者等と生計を一にする方が運転する場合または身体障害者等のみで構成された世帯の身体障害者等を常時介護する方が運転する場合(世帯構成員も下記等級に該当される場合に限り) |
| 身体障害者手帳                     | 視 覚 障 害                                    | 1級～3級・4級の1                                 | 1級～3級・4級の1   |
|                             | 聴 覚 障 害                                    | 2級・3級                                      | 2級・3級  |
|                             | 平 衡 機 能 障 害                                | 3級   | 3級   |
|                             | 音 声 機 能 障 害                                | 3級(咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)                  |  |
|                             | 上 肢 不 自 由                                  | 1級・2級                                      | 1級・2級の1・2級の2   |
|                             | 下 肢 不 自 由                                  | 1級～6級                                      | 1級～3級  |
|                             | 体 幹 不 自 由                                  | 1級～3級・5級                                   | 1級～3級  |
|                             | 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害                    | 上肢機能 1級・2級<br>移動機能 1級～6級                   | 上肢機能 1級・2級(1 上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)<br>移動機能 1級～3級  |
|                             | 心臓・じん臓・呼吸器・膀胱又は直腸・小腸機能障害                   | 1級・3級                                      | 1級・3級  |
|                             | 肝臓機能障害                                     | 1級～3級                                      | 1級～3級  |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害         | 1級～3級                                      | 1級～3級                                      |  |
| 戦傷病者手帳                      | 視 覚 障 害                                    | 特別項症～第4項症                                  | 特別項症～第4項症  |
|                             | 聴 覚 障 害                                    | 特別項症～第4項症                                  | 特別項症～第4項症  |
|                             | 平 衡 機 能 障 害                                | 特別項症～第4項症                                  | 特別項症～第4項症  |
|                             | 音 声 機 能 障 害                                | 特別項症～第2項症(咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)           |  |
|                             | 上 肢 不 自 由                                  | 特別項症～第3項症                                  | 特別項症～第3項症  |
|                             | 下 肢 不 自 由                                  | 特別項症～第6項症・第1款症～第3款症                        | 特別項症～第3項症  |
|                             | 体 幹 不 自 由                                  | 特別項症～第6項症・第1款症～第3款症                        | 特別項症～第4項症  |
| 心臓・じん臓・呼吸器・膀胱又は直腸・小腸・肝臓機能障害 | 特別項症～第3項症                                  | 特別項症～第3項症                                  |  |
| 療 育 手 帳                     | 重度の障害がある場合(療育手帳の障害程度欄に「A」と表示)              | 重度の障害がある場合(療育手帳の障害程度欄に「A」と表示)              |  |
| 精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳       | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める1級の障害がある場合 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める1級の障害がある場合 |  |

注1) 減免制度において「身体障害者等」とは、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方をいいます。

注2) 「身体障害者等と生計を一にする方」とは、身体障害者等と日常生活の資を共通にしている同居の親族の方をいいます。

問い合わせ先 税務課 TEL 23-4903



## 忘れずに！ 犬の登録と狂犬病予防注射

平成29年度飼い犬登録ならびに狂犬病予防注射を下記の日時・場所で実施します。

都合により集合注射会場で接種できない方は、動物病院でも受けることができますので、必ず接種してください。

飼い犬の登録と注射は、法律によって定められています。

飼い主としての責任を持ち、ルールを守って犬を飼いましょう。



### ■ 料金

・注射のみの場合 **3,190円**  
(注射費：2,640円+注射済票：550円)

・新規登録と注射の場合 **6,190円**  
(新規登録：3,000円+上記費用：3,190円)

※鑑札をなくした場合、または、現在お持ちの鑑札を新しいモデルの鑑札に替えたい場合は、再交付料1,600円が必要です。

### ■ 日時・場所

**雨天決行（警報発令時は、中止です。午前7時45分の町内放送でお知らせします）**

| 実施日                                   | 実施時間              | 実施場所                |
|---------------------------------------|-------------------|---------------------|
| 4月19日(水)<br>担当病院<br>ドリトル動物病院<br>濱野 結加 | 午前 9時00分～午前 9時20分 | 松原地区公民館前            |
|                                       | 午前 9時30分～午前 9時45分 | 吉原西集会場前             |
|                                       | 午前 9時55分～午前10時10分 | 和田東集会場前             |
|                                       | 午前10時20分～午前10時40分 | 和田東中集会場前            |
|                                       | 午前10時50分～午前11時05分 | 和田西中集会場前            |
|                                       | 午前11時15分～午前11時30分 | 美浜町立図書館下（中央公民館横）駐車場 |
|                                       | 午後 1時10分～午後 1時30分 | 畜産センター前             |
|                                       | 午後 1時40分～午後 1時55分 | 本の協集会場前             |
|                                       | 午後 2時05分～午後 2時20分 | 三尾 松永渡船駐車場付近        |
|                                       | 午後 2時30分～午後 2時45分 | 三尾 風速荘前             |
|                                       | 午後 2時55分～午後 3時10分 | 三尾逢母 メリケンハウス付近      |
| 4月20日(木)<br>担当病院<br>ドリトル動物病院<br>濱野 結加 | 午前 9時00分～午前 9時15分 | 田井畑 コミュニティセンター前     |
|                                       | 午前 9時25分～午前 9時45分 | 浜ノ瀬公民館前             |
|                                       | 午前 9時55分～午前10時15分 | 浜ノ瀬 第1若もの広場駐車場      |
|                                       | 午前10時25分～午前10時40分 | 新浜 郷土資料館（旧新浜公民館）前   |
|                                       | 午前10時50分～午前11時05分 | 新浜 新消防車庫前           |
|                                       | 午前11時15分～午前11時30分 | 新浜 共同炊事場前           |
|                                       | 午後 1時10分～午後 1時30分 | 上田井集会場前             |
|                                       | 午後 1時40分～午後 2時00分 | 入山 例古橋付近            |
|                                       | 午後 2時10分～午後 2時30分 | 入山公民館前              |
| 午後 2時40分～午後 3時00分                     | 美浜町役場 消防車庫前       |                     |



※ 昨年度の実施時間・場所から変更箇所があるので、注意してください。

### ■ 動物病院で接種する場合

下記の動物病院でも、集合注射会場と同じように注射済票の発行が受けられます。

- ・川崎動物病院（日高郡日高町志賀57） TEL 63-2506
- ・べるらんど動物病院（御坊市名田町野島320） TEL 29-2270
- ・くまがい動物病院（御坊市湯川町小松原536-8） TEL 52-8011
- ・チカワ動物病院（有田郡有田川町水尻707-5） TEL 0737-52-6152
- ・おはら動物病院（日高郡みなべ町南道329-4） TEL 0739-34-5110



問い合わせ先 健康推進課 TEL 23-4905

# 不幸な猫をなくすために、 ルールやマナーを守ろう！

## 改正のポイント

4月1日より、動物の愛護および管理に関する県の条例が改正され、猫に対しての義務が設けられることになりました。

多くのみなさんはルールやマナーを守り猫と接していますが、飼い猫の不適切な飼養や野良猫への無秩序な餌やりなどによる苦情が多く寄せられているのが実情です。

そこで、具体的なルールや実効性のある規定を設けることにより、地域の生活環境の保全や猫の殺処分を減らすことを目的に、今回、条例を改正することになりました。

飼い主としての責任を強化し、地域猫対策を推進する内容となっています。

猫を飼っている方も、飼っていない方も、いま一度、周囲に配慮した猫との接し方ができているか確認してください。

### 猫の飼い主への対策

飼い主の責任を強化（遵守事項の一部を義務化）

- 【義務】①所有者明示  
②ふんの適正な処理

【努力義務】屋内飼養

### 野良猫への対策

- ①地域猫対策  
②餌やりをルール化（遵守事項）

【義務】・生殖できない野良猫にのみ時間を決めて行う  
・餌やり後は速やかに片付ける  
・猫のトイレを設置して適性にふん尿を処理する

【努力義務】周辺に住む人への説明に努める

### 賞罰の追加

- ・飼い主の遵守事項の違反
- ・野良猫への給餌者の遵守事項の違反



## 飼い主の義務・努力義務



### 飼い猫には、必ず身元表示を！

迷子になったときや突然の災害時などのためにも、名札や首輪、またはマイクロチップなどを必ず装着してください。

### 排泄物はきちんと取り除く！

自宅以外の場所でフンをすると、不快を与えることはもちろん、子どもが誤って触れることもあります。必ず適切に処理してください。



### 猫は室内で飼いましょう

猫の行動範囲は広く、把握は困難です。放し飼いでは、事故に遭ったり、よそで排泄したりするなど、周囲に迷惑をおよぼしますので、屋内で飼うよう努めてください。



## 野良猫に対する義務



### 餌やりはルールを守って！

野良猫に餌を与える場合は、生殖できない猫にのみ、時間を守り、餌をやったあとは速やかにその場を片付け、トイレを設置し管理するのが条件です。

## 罰則について



飼い猫や野良猫に対しての不適切な行為など、条例に違反する場合は勧告および命令の対象となり、命令に違反した者には罰金が科せられます。

問い合わせ先 県食品・生活衛生課 TEL 073-441-2624 御坊保健所 TEL 22-3481  
動物愛護センター TEL 073-489-6500 健康推進課 TEL 23-4905

こんにちは

# 美浜町地域包括支援センターです！

## いきいき百歳体操の現地支援研修会



現在、町では国のモデル事業である「地域づくりによる介護予防推進支援事業」において『いきいき百歳体操』の普及・啓発に取り組んでいます。

2月2日には県主催の「いきいき百歳体操の現地支援研修会」が開かれ、町内から約100名が参加しました。

研修会は、国モデル事業広域アドバイザーの富本紘之講師による「住民主体によるこれからの介護予防実践と効果について」の演題で実施。

富本講師から、平成14年に高知市で考案されたいきいき百歳体操が誰でもできる体操として全国的な広がりを見せている現状や、淡路市の取り組みについて説明を受けました。

そして、いきいき百歳体操に取り組むことで体や生活に良い変化を感じ、あきらめていたことに挑戦する意欲が起こり、できる事が少しずつ増えるといった好循環につながるの、いつまでも住み慣れた町でいきいきと笑顔で暮らしていくために、いきいき百歳体操に取り組みませんか？との呼びかけがありました。

また、実際に映像を見ながら、いきいき百歳体操の実技指導も行われました。

最後に、いきいき百歳体操の活動を通じて、住民の方々からいただいた言葉をまとめ、「これぞ美浜の活動源！～力強さを感じる名言集～」として町職員より紹介しました。

### ■ これぞ美浜の活動源！～力強さを感じる名言集～（一部紹介）

- これからは、介護の心配が大きくなると感じている。自分のことはいつまでも自分でできるお年寄りでありたい。みんな達者でいることが、みんなの幸せ（自分・家族・子ども・近所・地域）につながると思う。
- 「継続は力なり」で体操を定着させていくことで、健康寿命が延びるとともに、要介護認定者数の減少・介護保険料の軽減につながる。ここが最終目標です。

▶ 体操を体験する様子



### ■ 研修会のアンケートより参加者の声（一部紹介）

- こつこつと続けることが大切だと思いました。1日でも長く自分のことは、自分で出来るようにしたい。
- いきいき百歳体操は地域の見守り・防犯・防災につながる。
- 体操を始めて、体が軽くなり会場へ行くのが楽しみです。
- ゆっくりした動きの体操で、馴染みやすく素敵。



## 4月の教室の日程は、以下のとおりです。

### 元気はつらつ教室

今月の教室のテーマは「自分の健康は自分で作ろう！」です。

| 日 程    | 場 所      | 時 間      | 内 容                        |
|--------|----------|----------|----------------------------|
| 10日(月) | 地域福祉センター | 午後1時30分～ | 元気はつらつ体操！<br>まつりん&ぼっくりん体操！ |
| 24日(月) |          |          |                            |

\*参加費無料 申し込み等の必要はありませんので、気軽に参加してください。

\*概ね65歳以上の方が対象です。飲み物・タオルを持って、運動しやすい服装でお越しください。

問い合わせ先 美浜町地域包括支援センター TEL 23-4950

### 地域巡回いきいきサロン

地域での交流を目的に各地区でサロンを行っています。身近な場所で行いますので、みなさんお誘い合わせお越しください。

| 日 程    | 場 所           | 時 間      | 内 容                                   |
|--------|---------------|----------|---------------------------------------|
| 5日(水)  | 松原地区公民館       | 午後1時30分～ | 血圧測定<br>大正琴（美浜大正琴サークル）<br>演芸（みつや会演芸部） |
| 7日(金)  | 田井畑コミュニティセンター |          |                                       |
| 19日(水) | 和田西中集会場       |          |                                       |
| 21日(金) | 吉原西集会場        |          |                                       |

\*参加費無料 申し込み等の必要はありませんので、気軽に参加してください。

問い合わせ先 美浜町社会福祉協議会 TEL 23-5393

# 松きゅうりの料理コンテスト

12～1月にかけて募集していました料理コンテストに、たくさんのご応募をありがとうございました。

きゅうりを使ったオリジナリティあふれる料理が19点集まり、厳正なる審査の結果、5点のレシピが入賞しました。

今号から順次レシピを紹介していきますので、みなさんもぜひ、新しいきゅうりの魅力を発見してみてください。



最優秀賞

## 松きゅうりセサミ香るスティック揚げ

逢母の天塩添え

遠藤寛門



胡麻の香ばしさがアクセントになり、爽やかな松きゅうりの風味を引き立てます。海ミネラルたっぷり逢母の天塩を添えてどうぞ。

### 材料（2～3人分）

|       |      |       |        |
|-------|------|-------|--------|
| 松きゅうり | 3本   | 卵     | 1個     |
| 白胡麻   | 大さじ1 | 小麦粉   | 適量     |
| 細目パン粉 | 適量   | 塩     | 小さじ1/2 |
| 油     | 適量   | 逢母の天塩 | 適量     |

### 作り方



1. 松きゅうりのへたを取り2等分し、縦に6等分してスティック状にする
2. ビニール袋に小麦粉を入れ、きゅうりにまんべんなくまぶす
3. 溶き卵に塩を入れよく混ぜ、きゅうりをくぐらせる
4. パン粉に1割の白胡麻をよく混ぜ衣にする
5. 1～2分でカリッときつね色に揚げればできあがり（短時間であげるのがコツ！）  
逢母の天塩を付けてどうぞ



### 町長通信

東日本大震災から6年が過ぎました。

平成23年3月11日午後2時46分に発生した地震は、それに伴って発生した津波やその後の余震でさらに被害が大きくなり、人的被害は2万人以上、今なお行方不明者が約2,500人います。

当時、津波の様子を映像などでご覧になり、自然の猛威に恐怖を覚えた方も多かったことでしょう。

私自身、町長に就任させていただき1週間目の出来事であり、以降、それまでも増して防災減災対策に力を注いできました。

そのひとつとして、現在、築山（つきやま）や命山（いのちやま）などと言われる人工の高台を、松原地区の津波避難場所として整備工事しています。

場所はダイワボウプログレス（株）の南側、面積約13,000㎡、平地面積2,400㎡、海拔15.5m、避難人口2,000人であり、完成すれば近畿では最大級、全国的にも大きな規模となります。

松原地区は、県の想定では津波により浸水する津波避難困難地域となっており、この高台は津波による被害者ゼロを実現するための一歩です。

一時避難場所として、少しでも避難者の負担を軽減できるよう、毛布や食料・飲料水などの備蓄倉庫、公共下水へつながるマンホールトイレ、かまどベンチなども設置する予定です。

昔は『天災は忘れた頃にやってくる』と言われていたのが、『災害は忘れないうちにやってくる』と言われる昨今。

町としましては今後も、浜ノ瀬・田井畑地区の津波避難施設や三尾地区の場外離着陸場などの整備を行う計画ですが、みなさん1人ひとりも普段から意識し、できることから防災減災対策を行っていただければと思います。

備えあれば憂いなし。

みなさんのご協力をお願いします。

森下 誠史

広報みはま 発行／美浜町役場

和歌山県日高郡美浜町和田1138-278 TEL 0738-22-4123

広報はホームページでもご覧いただけます。http://www.town.mihama.wakayama.jp/

この広報誌は再生紙を使用しています。

